

質問に対する回答について
工事名) 秋田自動車道 土渕工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	道路掘削土砂 A の土量について、設計図書 03 : 数量明細表 1/25 ページによれば、工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋の部分で 5108.2m ³ とありますが、一方、06-10 設計図（工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋）1/273 の数量総括表によれば、262.5m ³ となっております、正しい数量内訳をご教示ください。	道路掘削土砂 A の合計数量は 29,971.5 m ³ が正になり、数量明細表の内訳は以下のとおりです。 1. 本線（上り線） 22,276.2m ³ 8. 土渕トンネル 250.3m ³ 10. 工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋 7,424.0m ³ 11. 雑工 21.0m ³ 交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（12月7日掲載予定）
2	道路掘削土砂 A 1 の土量について、設計図書 03 : 数量明細表 1/25 ページによれば、本線 : 12732.3m ³ 、工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋の部分では 0m ³ とありますが、一方、06-10 設計図（工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋）1/273 の数量総括表によれば、18010.6m ³ となっております。正しい数量の内訳をご教示ください。	道路掘削土砂 A 1 の合計数量は 9,312.2 m ³ が正になり、数量明細表の内訳は以下のとおりです。 1. 本線（上り線） 9,312.2m ³ 交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（12月7日掲載予定）
3	道路掘削土砂（表土）A の土量について、設計図書 03 : 数量明細表 1/25 ページによれば、工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋の部分で 10598.1.m ³ とありますが、一方、06-10 設計図（工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋）1/273 の数量総括表によれば、7798.9m ³ となっております。どちらが正しいのかご教示ください。	道路掘削土砂（表土）A の合計数量は 15,567.7m ³ が正になり、数量明細表の内訳は以下のとおりです。 1. 本線（上り線） 4,969.6m ³ 10. 工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋 7,798.9m ³ 11. 雑工 2,799.2m ³ 交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（12月7日掲載予定）

4	<p>客土掘削土砂 A の土量について、設計図書 03：数量明細表 1/25 ページによれば、工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋の部分で 0m³ とありますが、一方、06-10 設計図（工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋）1/273 の数量総括表によれば、12505.8m³ となっております。正しい数量の内訳をご教示ください。</p>	<p>客土掘削土砂 A の合計数量は 8,925.9m³ が正になり、数量明細表の内訳は以下のとおりです。</p> <p>10. 工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋 8,925.9m³</p> <p>交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（12月7日掲載予定）</p>
5	<p>捨土掘削土砂 A の土量について、設計図書 03：数量明細表 1/25 ページによれば、工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋の部分で 2140.1m³ とありますが、一方、06-10 設計図（工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋）1/273 の数量総括表によれば、7525.6m³ となっております。正しい数量の内訳をご教示ください。</p>	<p>捨土掘削土砂 A の合計数量は 3,934.9m³ が正になり、数量明細表の内訳は以下のとおりです。</p> <p>8. 土渾トンネル 209.6m³</p> <p>10. 工事用道路・工事用進入路・施工ヤード・工事用仮栈橋 3725.3m³</p> <p>交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（12月7日掲載予定）</p>
6	<p>特記仕様書 30-18 トンネル掘削において、各掘削パターン毎に、”切羽における肌落ち災害防止対策のため軽微な鏡吹付〇〇mmを実施するもの”と明示がありますが、この鏡吹付に係る費用は当初設計のトンネル掘削の項目に計上されているのでしょうか？それとも吹付コンクリートの項目での計上でしょうか？当初計上なき場合は、設計変更の協議対象という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>トンネル掘削の単価項目に計上するものとしてお考えください。</p>

7	<p>特記仕様書 30-18 トンネル掘削において、各掘削パターン毎に、”切羽における肌落ち災害防止対策のため軽微な鏡吹付〇〇mmを実施するもの”と明示がありますが、当初設計に計上されている場合、この鏡吹付に係る費用は吹付、取壊し、運搬、処分全てを含むという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>トンネル掘削における軽微な鏡吹付けに係る費用は、吹付のみ計上してください。取壊し・運搬・処分は、特記仕様書 31-1(2)に記載のとおり、設計内容を変更する可能性があるものとしてお考えください。</p>
8	<p>特記仕様書 30-20 ずり処理工において、ずり処理工 C1 及び C2 の”昼間にずり処理をおこなうもの”の説明に、”坑口前の所定の場所に仮置きする”という文言が有りませんが、昼間はそれぞれ前里地区、虫内地区へ、切羽から（坑口前に仮置きせず）直送で考えているという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>もし、そうであれば、昼間と夜間で、坑内ダンプの必要台数が異なった台数になりますが、そのように計上しているということでしょうか？</p>	<p>昼間におけるずり処理工の坑口前仮置きの有無は、土木工事積算基準に記載のとおり、ずり搬出機種の台数を勘案の上、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p> <p>また、昼間と夜間における搬出機種の台数は、貴社の施工計画に基づき必要な台数・費用を計上してください。</p>